

随 意 契 約 理 由 書

工事名称：大阪府立園芸高等学校井水設備改修その他工事（その3）

本工事は、大阪府立園芸高等学校にある井水設備改修工事と受水槽改修工事です。
大阪府立園芸高等学校においては、施設の老朽化が著しく、井水設備は生徒たちが野菜、果物、草花、花壇苗などの生産実習において、授業カリキュラム上、支障がないように改修していかなければ、計画的な生産実習が行えず単位取得ができない等、生徒に不利益が生じることや受水槽設備は清掃記録等から早々に改修を行わないと生徒や教職員が体調を崩す危険性もあることから改修工事を行う必要があります。

本工事の発注については、当初、「大阪府立園芸高等学校井水設備改修その他工事」として、一般競争入札で令和7年5月13日に開札したところ入札参加者が1者で応札者なしの不落に終わり、「大阪府立園芸高等学校井水設備改修その他工事（その2）」として再度入札公告を実施し、令和7年7月7日に開札、入札参加者5者の内1者より応札がありましたが入札参加資格を満たしていなかったことから不落となりました。

井水設備及び受水槽改修工事共に機器の製作期間に所要の日数を要するため、大阪府随意契約ガイドラインに基づく「早急に契約をしなければ契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき」に該当するため、随意契約を行うものである。

以上のことから、随意契約審査会で選定された者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うものです。